



福井労働局発表
平成25年6月14日

担
当

福井労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 福井 令以
労働衛生専門官 木村 和晴
電話 (0776) 22 - 2657

受動喫煙防止対策助成金制度の充実について

～業種を全業種に拡大、補助率を1/2にアップ～

職場での受動喫煙防止対策については、平成23年10月、旅館業等の一部の業種を対象とした受動喫煙防止対策助成金制度が開始され、当局におきましても事業者団体等へ助成金制度の利用勧奨を実施してきたところですが、本年5月16日から、助成金制度が改正されました。

制度の主な変更点は、以下の3点です。

- 1 対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大
- 2 助成率を費用の1/4から1/2に引き上げ
- 3 交付の対象を喫煙室の設置費用のみに限定

当局では、より一層、職場における受動喫煙防止対策を進めていくため、当該助成金制度の積極的な利用を呼び掛け、本日、県内の事業者団体等に利用勧奨を通知しました。

【 受動喫煙防止対策助成金制度(改正後)の概要 】

1 対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であること
中小企業事業主 であること。

業種に応じて常時雇用する労働者数または資本金の規模の基準を満たす必要があります。

2 交付対象

一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

(工事前に「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」を所轄都道府県労働局長に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。)

3 助成率、助成額

費用の1/2 (上限200万円)

4 申請書等提出先

福井労働局労働基準部健康安全課

【参考】 受動喫煙防止対策助成金以外の支援事業

(1) 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を受け付けます(相談料は無料)。必要に応じ、実地指導も行います。

相談ダイヤル：03 - 3537 - 0777

(平成25年度事業受託先：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会)

(2) 職場内環境測定支援業務

受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内の空気環境について把握することを支援するため、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。

申込受付ダイヤル：050 - 3642 - 2669

FAX：0288 - 50 - 1086

(平成25年度事業受託先：株式会社アマラン)